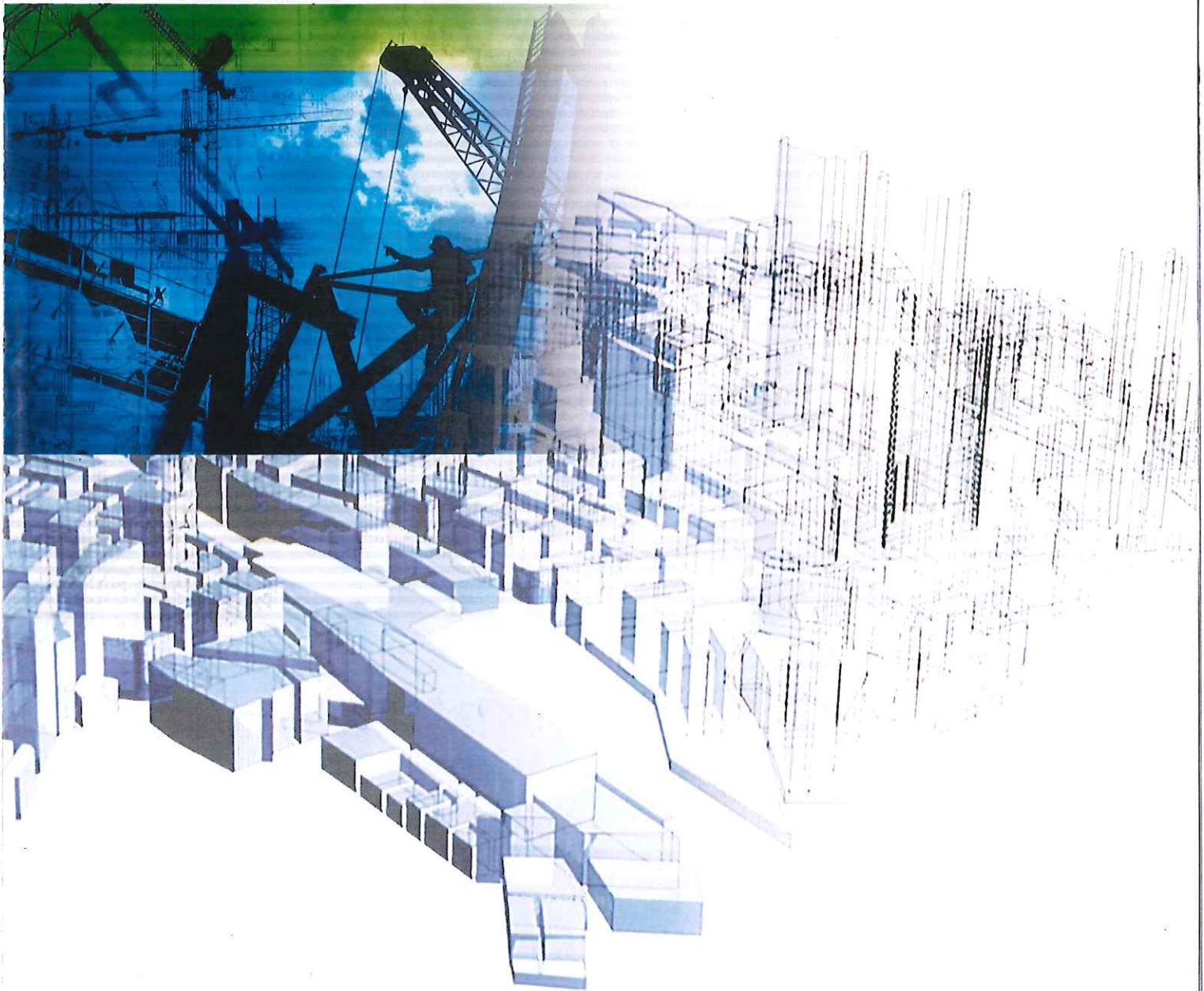


# 建退共

建退共制度の  
あらまし



けんたいきょう



# 加入から退職金を受け取るまで

## Step 1

### 契約できる人、加入できる人

#### 契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているとしないにかかわらず契約できます。



#### 加入できる従業員は？

建設現場で働く方々なら、職種(大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員など)にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

#### 一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含みます。）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしております。

## Step 5

### 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直（なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要とな

#### 請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

#### 受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

#### 退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。

掛金納付月数が12月以上24月末満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。

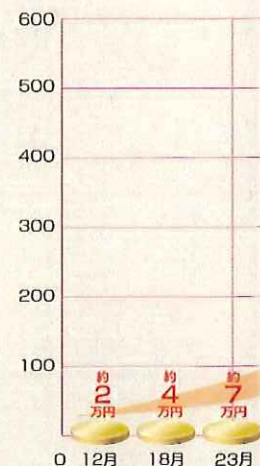
12月以上24月末満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。

#### 掛金納付年数(月数)

#### 退職金額(単位:円)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1年 (12月)   | 23,436    |
| (18月)      | 48,174    |
| (23月)      | 76,167    |
| 2年 (24月)   | 156,240   |
| 5年 (60月)   | 410,781   |
| 10年 (120月) | 945,903   |
| 15年 (180月) | 1,572,816 |
| 20年 (240月) | 2,256,366 |
| 25年 (300月) | 3,029,754 |
| 30年 (360月) | 3,902,745 |
| 35年 (420月) | 4,898,775 |
| 40年 (480月) | 6,036,723 |

(万円)





# 建退共制度の手順

## Step 2

### 加入するには

各都道府県建設業協会内にある建退共の支部で「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」の必要事項を記入して申し込んでください。

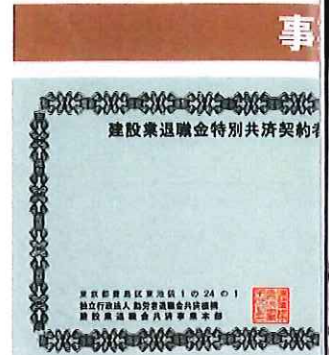
※加入の手続に関しては、費用はかかりません。



## Step 3

### 加入すると

加入すると、事業主には「建退共



共済契約者証  
(大手企業用)

## Step 4

### 掛金を納めるには

#### 共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて、もよりの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

#### 中小企業用共済証紙



1日券 310円



10日券 3,100円

#### 大手企業用共済証紙



1日券 310円



10日券 3,100円

支給されます。  
(ります。)



- 退職金請求書
- 共済手帳
- 住民票
- 退職所得の受給に関する申告書等

1日 **310円** の掛金！  
(掛金は全額事業主負担です)



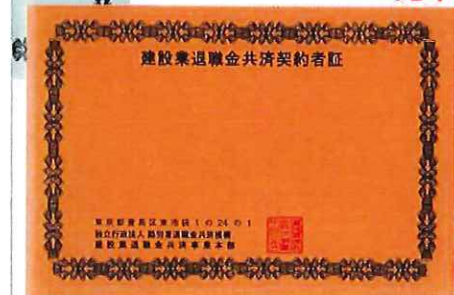


「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

## 業主には？



見本



見本

共済契約者証  
(中小企業用)

## 現場で働く方々には？



見本

初回交付の共済手帳  
(掛金助成)



見本

2冊目以降の共済手帳

## 共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

## 取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



## 適用標識（シール）の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。

## この工事の元請事業主は建退共に加入しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に加入している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。  
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。  
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れず。

独立行政法人 労働者退職金共済機構  
建退共事業本部  
電話 03(6731)2831

約7万円  
23月



# 建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

国の制度

5

つの特長

1

## 国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。  
手続はきわめて簡単です。

2

## 退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、  
それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3

## 国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、  
国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4

## 掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。

（法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項）

（注）資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されますので、ご注意ください。

5

## 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

受支  
りま

日

約  
41  
万円



## 支部一覧表

| 支部名 | 郵便番号     | 所在地                          | 電話番号         | FAX番号        |
|-----|----------|------------------------------|--------------|--------------|
| 北海道 | 060-0004 | 札幌市中央区北四条西3-1 北海道建設会館内       | 011-261-6186 | 011-251-2305 |
| 青森  | 030-0803 | 青森市安方2-9-13 青森県建設会館内         | 017-732-6152 | 017-722-7617 |
| 岩手  | 020-0873 | 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階         | 019-622-4536 | 019-653-6113 |
| 宮城  | 980-0824 | 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館6階    | 022-263-2973 | 022-263-3038 |
| 秋田  | 010-0951 | 秋田市山王4-3-10 秋田県建設会館内         | 018-823-5495 | 018-865-2306 |
| 山形  | 990-0024 | 山形市あさひ町18-25 山形県建設会館3階       | 023-632-8364 | 023-624-7391 |
| 福島  | 960-8061 | 福島市五月町4-25 福島県建設センター内        | 024-523-1618 | 024-522-4513 |
| 茨城  | 310-0062 | 水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内       | 029-225-0095 | 029-225-1158 |
| 栃木  | 321-0933 | 宇都宮市薬瀬町1958-1 栃木県建設産業会館2階    | 028-639-2611 | 028-639-2985 |
| 群馬  | 371-0846 | 前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館内         | 027-252-1666 | 027-252-1993 |
| 埼玉  | 336-8515 | さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館内     | 048-861-5111 | 048-861-5376 |
| 千葉  | 260-0024 | 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県建設業センター1階 | 043-246-7379 | 043-203-5020 |
| 東京  | 104-0032 | 中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内          | 03-3551-5242 | 03-3552-5354 |
| 神奈川 | 231-0011 | 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館内       | 045-201-8454 | 045-201-2767 |
| 新潟  | 950-0965 | 新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館内        | 025-285-7117 | 025-285-7119 |
| 富山  | 930-0094 | 富山市安住町3-14 富山県建設会館内          | 076-432-5576 | 076-432-5579 |
| 石川  | 921-8036 | 金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター内     | 076-242-1161 | 076-241-9258 |
| 福井  | 910-0854 | 福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内        | 0776-24-1015 | 0776-27-3003 |
| 山梨  | 400-0031 | 甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階       | 055-235-4421 | 055-233-9572 |
| 長野  | 380-0824 | 長野市南石堂町1230 長建ビル内            | 026-228-7200 | 026-224-3061 |
| 岐阜  | 500-8502 | 岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内         | 058-276-3744 | 058-273-3138 |
| 静岡  | 420-0857 | 静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館内        | 054-255-6846 | 054-255-5590 |
| 愛知  | 460-0008 | 名古屋市中区栄3-28-21 愛知県建設業会館内     | 052-243-0871 | 052-242-4194 |
| 三重  | 514-0003 | 津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館内       | 059-224-4116 | 059-228-6143 |
| 滋賀  | 520-0801 | 大津市におの浜1-1-18 滋賀県建設会館内       | 077-522-3232 | 077-522-7743 |
| 京都  | 604-0944 | 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645 京都建設会館内 | 075-231-4161 | 075-241-3128 |
| 大阪  | 540-0031 | 大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館1階       | 06-6941-3650 | 06-6941-3489 |
| 兵庫  | 651-2277 | 神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館内       | 078-997-2333 | 078-997-2344 |
| 奈良  | 630-8241 | 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内           | 0742-22-3345 | 0742-22-3346 |
| 和歌山 | 640-8262 | 和歌山市湊通丁北1-1-8 和歌山県建設会館内      | 073-436-1327 | 073-426-3987 |
| 鳥取  | 680-0022 | 鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館内          | 0857-24-2281 | 0857-24-2283 |
| 島根  | 690-0048 | 松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内       | 0852-21-9004 | 0852-31-2166 |
| 岡山  | 700-0827 | 岡山市北区平和町5-10 岡山建設会館内         | 086-225-4133 | 086-225-5392 |
| 広島  | 730-0013 | 広島市中区八丁堀11-28 朝日広吉ビル5階       | 082-221-0138 | 082-221-7898 |
| 山口  | 753-0074 | 山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階        | 083-924-9466 | 083-921-2655 |
| 徳島  | 770-0931 | 徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター2階       | 088-622-3113 | 088-652-7609 |
| 香川  | 760-0026 | 高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内           | 087-851-7919 | 087-821-4079 |
| 愛媛  | 790-0002 | 松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内         | 089-943-5406 | 089-933-0168 |
| 高知  | 780-0870 | 高知市本町4-2-15 高知県建設会館内         | 088-822-6181 | 088-823-5662 |
| 福岡  | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館2階   | 092-477-6734 | 092-477-6726 |
| 佐賀  | 840-0041 | 佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内         | 0952-26-2778 | 0952-24-9751 |
| 長崎  | 850-0874 | 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館3階       | 095-826-2285 | 095-826-2289 |
| 熊本  | 862-0976 | 熊本市中央区九品寺4-6-4 熊本県建設会館内      | 096-366-5111 | 096-363-1192 |
| 大分  | 870-0046 | 大分市荷揚町4-28 大分県建設会館内          | 097-536-4800 | 097-534-5828 |
| 宮崎  | 880-0805 | 宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館内        | 0985-20-8867 | 0985-20-8889 |
| 鹿児島 | 890-8512 | 鹿児島市鶴池新町6-10 鹿児島県建設センター内     | 099-257-9216 | 099-256-9681 |
| 沖縄  | 901-2131 | 浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館2階         | 098-876-5214 | 098-870-4565 |

## 本部担当部署一覧表

|       |             |                             |                      |
|-------|-------------|-----------------------------|----------------------|
| 本部    | 170-8055    | 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20F | (月～金 9:00～17:15)     |
| 企画調整課 | 制度全般        | 03-6731-2831～2              |                      |
| 業務課   | 契約関係        | 03-6731-2849                | 退職金関係 03-6731-2846～7 |
|       | 更新関係        | 03-6731-2850                | 移動通算関係 03-6731-2851  |
| 事業推進課 | ホームページ・広報関係 | 03-6731-2866～7              |                      |
| 経理課   | 共済証紙関係      | 03-6731-2871～2              |                      |

## 各相談コーナー

|    |          |                             |              |              |
|----|----------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 本部 | 170-8055 | 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル20F | 03-6731-2841 | 03-6731-2896 |
| 東京 | 104-0032 | 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館内      | 03-3551-5276 | 03-3206-8110 |

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

## ●中小企業で働く従業員の方

中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234  
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

## ●中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171  
<http://www.smrj.go.jp/>

## ●清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方

清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887  
<http://www.seitai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887  
<http://www.rintaikyotaisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
**建設業退職金共済事業本部**

建退共

検索

